

26食産第4390号  
平成27年3月11日

北海道農政事務所農政推進部長 殿  
各地方農政局経営・事業支援部長 殿  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿  
各経済産業局産業部長 殿  
内閣府沖縄総合事務局経済産業部長 殿

農林水産省食料産業局産業連携課長  
中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課長

農商工等連携事業を促進するために行う国及び都道府県の連携の強化について

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第2条第4項の農商工等連携事業の促進に当たっては、国及び都道府県は、連携して当該促進に必要な支援を行うよう努めるものとされているところです（同法第16条第1項及び農商工等連携事業の促進に関する基本方針（平成20年総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号）第2の3の（4））。

また、本年1月30日に閣議決定された「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、同法第4条第1項の農商工等連携事業計画の認定及び当該認定を受けた事業者に対して行う農商工等連携対策支援事業の実施について、国は、都道府県との連携強化を図ることとしました。

このため、今般の閣議決定を踏まえ、両省で検討した結果、下記のとおり取り組むこととしましたので、御了知の上、円滑な運用が図られるようお願いするとともに、別紙参考例を活用して管内都道府県あてに協力依頼通知の発出をお願いします。

## 記

- 1 農商工等連携事業計画の認定時及び認定取得後に行う都道府県との連携の強化  
農商工等連携事業については、国と都道府県とがそれぞれの立場で推進しているところですが、国と都道府県のそれぞれの支援施策が、農商工等連携により新事業に取り組む中小企業・小規模事業者や農林漁業者にとって、より効果的なものとなるよう、今後は、都道府県との連携の強化を図ることとしています。

### (1) 認定に関する情報提供

認定に関する情報提供について、具体的には、地方農政局及び経済産業局（北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）から申請者の所在する都道府県関係部署あてに当該認定事業計画の概要を連絡することとします。

#### ① 情報提供の内容

認定農商工等連携事業計画の概要（国及び中小企業基盤整備機構の公表資料）

#### ② 情報提供の時期

平成27年度第1回認定から実施

#### ③ 情報提供の方法

認定農商工等連携事業の代表者が所在する地域を管轄する地方農政局及び経済産業局から農商工等連携事業者の主たる事務所の所在地のある都道府県に対して文書（別紙参考様式）により情報提供

### (2) 認定取得後の事業化に向けた指導及び助言

事業計画の期間中は、地方農政局及び経済産業局においては、都道府県関係部署と連携して、それぞれの支援策の実施状況等の情報交換を密に行い、認定事業者に対して利活用可能な支援策に関する情報提供を行う等して、事業化に向けた指導及び助言を行っていきます。

## 2 農商工等連携対策支援事業に係る情報提供（中小企業庁）

事業計画の認定を受けた事業者が、補助金申請を行った場合における関係都道府県への情報提供及び意見聴取については、経済産業局（内閣府沖縄総合事務局を含む。）を通じてこれまでも実施していますが、加えて今後は、補助金事業の公募に先立ち、公募要領等に関する情報共有を行うこととします。

(別紙参考様式)

事 務 連 絡  
平成27年〇月〇〇日

都道府県

農商工等連携事業担当部長 殿

〇〇農政局経営・事業支援部長

〇〇経済産業局産業部長

農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定に関する情報提供  
について

今般、農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定について、〇月〇日に公表しました。貴（都道府県）管内において、〇件認定しましたので、認定事業の概要について下記のとおり連絡いたします。

記

事業者名：

住 所：

事業名：

事業概要：別添御参照

以上

(別紙参考例)

地方農政局番号  
経済産業局番号  
平成27年3月〇〇日

都道府県

農商工等連携事業担当部長 殿

〇〇農政局経営・事業支援部長

〇〇経済産業局産業部長

農商工等連携事業を促進するために行う国及び都道府県の連携の強化について

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第2条第4項の農商工等連携事業の促進に当たっては、国及び都道府県は、連携して当該促進に必要な支援を行うよう努めるものとされているところです（同法第16条第1項及び農商工等連携事業の促進に関する基本方針（平成20年総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号）第2の3の(4)）。

また、本年1月30日に閣議決定された「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、同法第4条第1項の農商工等連携事業計画の認定及び当該認定を受けた事業者に対して行う農商工等連携対策支援事業の実施について、国は、都道府県との連携強化を図ることとしました。

このため、今般の閣議決定を踏まえ、農商工等連携事業の促進のために行う国及び都道府県の連携を強化するため、下記のとおり取り組むこととしたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

## 記

- 1 農商工等連携事業計画の認定時及び認定取得後に行う都道府県との連携の強化  
農商工等連携事業については、国と都道府県とがそれぞれの立場で推進しているところですが、国と都道府県のそれぞれの支援施策が、農商工等連携により新事業に取り組む中小企業・小規模事業者や農林漁業者にとって、より効果的なものとなるよう、今後は、都道府県との連携の強化を図ることとしています。

### (1) 認定に関する情報提供

認定に関する情報提供について、具体的には、地方農政局及び経済産業局（北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）から申請者の所在する都道府県関係部署あてに当該認定事業計画の概要を連絡することとします。

認定に関する情報提供の詳細

#### ① 情報提供の内容

認定農商工等連携事業計画の概要（国及び中小企業基盤整備機構の公表資料）

#### ② 情報提供の時期

平成27年度第1回認定から実施

#### ③ 情報提供の方法

認定農商工等連携事業の代表者が所在する地域を管轄する地方農政局及び経済産業局から農商工等連携事業者の主たる事務所の所在地のある都道府県に対して文書（別紙参考様式）により情報提供

### (2) 認定取得後の事業化に向けた指導及び助言

事業計画の期間中は、地方農政局及び経済産業局においては、都道府県関係部署と連携して、それぞれの支援策の実施状況等の情報交換を密に行い、認定事業者に対して利活用可能な支援策に関する情報提供を行う等して、事業化に向けた指導及び助言を行っていきます。

## 2 農商工等連携対策支援事業に係る情報提供（中小企業庁）

事業計画の認定を受けた事業者が、補助金申請を行った場合における関係都道府県への情報提供及び意見聴取については、経済産業局（内閣府沖縄総合事務局を含む。）を通じてこれまでも実施していますが、加えて今後は、補助金事業の公募に先立ち、公募要領等に関する情報共有を行うこととします。